

当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画 骨子案(たたき台)

はじめに

【総論】 I 神奈川県障害福祉

- 1 計画策定の経緯 ～神奈川県の障害福祉が目指すもの～
 - + 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
- 2 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～
 - + ともに生きる社会かながわ憲章
- 3 当事者目線の障害福祉とは
- 4 国の動向と国連の動向
 - + 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～
 - + SDGsを踏まえた地域共生社会の実現に向けて
- 5 神奈川県の障害者数の推移
 - + 障害者の定義

II 計画の基本的な考え方

- 1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画(仮称)とは
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の基本理念と基本方針
- 4 神奈川県の圏域・区域の考え方
- 5 計画の期間
- 6 計画の進め方
 - + 進行管理と評価方法
 - + 指標・KPI(重要業績評価指標)・活動指標・サービス見込量

【各論】 III 分野別施策の基本的方向

- 1 各論の読み方(凡例)
 - + 計画の構成(かながわ憲章に基づく4柱9分野別施策)
- 2 基本計画の指標

大柱	4
中柱	9
小柱	37

【大柱】すべての人のいのちを大切に作る取り組み(1つめの柱)

【中柱】 1 すべての人の権利を守るしくみづくり

- #### 【小柱】
- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
- 2 ともに生きる社会を支える人づくり
 - (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成
 - (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み(2つめの柱)

- 3 当事者目線の意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - (1) 意思決定支援の推進
 - (2) 相談支援体制の構築
 - (3) 地域生活移行支援等の充実
 - (4) 障害者主体の活動等の促進
 - (5) 障害者の家族等への支援の充実
- 4 障害者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
 - (1) 在宅サービス等、各種サービスの整備と充実
 - (2) 地域における支援体制の整備
 - (3) 障害福祉サービスの質の向上
 - (4) 福祉用具及び補助犬等の普及と、福祉に関する技術の研究・開発
 - (5) 精神保健・医療の適切な提供
 - (6) 保健・医療に係る体制整備と補助・助成の充実
 - (7) 難病に関する保健・医療施策の推進
 - (8) 障害の原因となる疾病等の予防(未病)と、早期発見・早期治療
 - (9) 障害のある子どもに対する支援の充実

障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取り組み(3つめの柱)

- 5 当事者の社会参加を推進する環境づくり

- (1) 誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
 - (2) 情報アクセシビリティ(利便性)の向上
 - (3) 防災及び災害発生時の対策推進
 - (4) 犯罪被害の防止と被害者支援
 - (5) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上
 - (6) デジタル技術を活用した障害者に優しい社会づくり
- 6 当事者の雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- (1) 総合的な就労支援
 - (2) 経済的自立の支援
 - (3) 障害者雇用の促進
 - (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

憲章(共生社会)の実現に向けた県民総ぐるみの取組み(4つめの柱)

- 7 条例の普及啓発及び心のバリアフリーの促進
- (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及・啓発
 - (2) 障害の理解促進
 - (3) 障害を理由とする差別の解消の推進(再掲)
- 8 教育における取組み
- (1) 教育環境の整備
 - (2) インクルーシブ教育の推進
 - (3) 高等教育における障害学生支援の推進
 - (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- 9 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
 - (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組みの推進

おわりに

IV その他資料

- 1 活動指標と障害福祉サービス等の必要量の見込み等
- 2 障害福祉に係る法整備等の歴史
- 3 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(全文)
- 4 用語説明
- 5 「基本計画」策定に関する経過